

我が国における障害学生支援の現状と課題 (2)

企画者	池谷航介 (東京大学/国立民族学博物館)
司会者	池谷航介 (東京大学/国立民族学博物館)
話題提供者	白澤麻弓 (筑波技術大学) 佐藤剛介 (名古屋大学) 森脇愛子 (東京学芸大学)
指定討論者	近藤武夫 (東京大学)

KEY WORDS: 障害学生支援, 合理的配慮, アクセシビリティ

【企画趣旨】

「障害学生支援の現状と課題の把握にあたって」(池谷航介)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)が2016年4月から施行され、大学等高等教育機関において、障害を有する学生に対し、合理的配慮を提供することの義務化が明示されて1年半が過ぎようとしている。昨年度の本自主シンポジウムでは、(1) 過重な負担であるとして、大学運営とのバランスを取ることに偏りがちではないか。教職員は障害学生の権利擁護を第一にできているか。(2) 支援者側が「支援はこうあるべき」という考えのもと、十分に個々のニーズを汲み取れていないところがあるのではないか。支援の見直しが図られているか。(3) 障害学生が自己の権利について学ぶための場や機会は設けられているか。等の諸課題が、指定討論者によって確認された。そこで今回は、前回共有した課題を踏まえつつ、我が国の障害学生支援がどのように進捗してきたのか、各大学からの話題提供を受けて把握するとともに、今後の展望について討議を進める。

【話題提供者の趣旨】

1. 「全国的な動向を踏まえた問題提起」(白澤麻弓)

障害者差別解消法が施行され、大学における障害学生支援は今後ますます拡充が求められている。しかし、法律で義務化された合理的配慮は、その特性から個々の場面や学生に応じて内容を定めるのが基本とされており、大学間格差の広がりが懸念される。同時に、潜在的ニーズを持つ障害学生の意思表示をいかに支援するか、学内で解決できない苦情や不服を、どのように地域や全国の関係機関と結び付けていくかといった問題も浮上している。文部科学省は、こうした現状を踏まえ、大学における合理的配慮推進のために「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」を公表した。本話題提供では、こうした報告の内容に触れながら、法施行以降に生じてきた問題を全国レベルで解決していくための問題提起を図る。

2. 「障害学生支援における学内格差とその対応」(佐藤剛介)

障害者差別解消法施行に伴う合理的配慮不提供の法的禁止を受け、国立大学では、対応要領の策定と公開、人員措置や改組などの支援体制整備、支援機器の購入、そして学内啓発活動などに注力している。しかし、私学も含め財政的問題を抱える大学も多く、法的な制約がある国立大学間ですら、障害者対応に差異が生じている。合理的配慮は、環境の制約(例、財政状況、物理的環境、人材不足)を踏まえた上で、その合理性が判断されるものであるため、やむを得ない部分も大きいのだが、必要のない大学間の差異も出ている。また、取り上げられることが少ないが、規模の大きな大学では、学内においても障害者対応に差異が生じる可能性が高い。ここでは、比較的大規模大学に分類される名古屋大学において費

用対効果が大きかったと思われる取組、そして学内で統一的な対応を進めるための取組を紹介しつつ、山積している課題の整理と有効な手立ては何なのかを考えたい。

3. 「専門職養成大学における障害学生支援」(森脇愛子)

教育、医療、福祉、法律など専門職養成を主とする大学等では、資格・免許取得や技術修得を軸にカリキュラムが編成される。入学から科目履修、実習、資格試験、就職までが連続的に展開されるため、共通した目標に向かう大多数の学生の“主流”の学びや学生生活に対して、社会的排除や制限・制約が及ぼす影響は大きい。適切な理解と合理的配慮の提供は、障害学生の将来可能性を支える要素となる。しかし、障害学生支援の実質的な体制整備が進みつつある中、専門職養成というポリシーとの間で摩擦が起こる場面に出くわすことも少なくない。均等な参加機会を図るとともに、専門職に求められる資質能力の一部として障害学生の自己理解・意思表示の力も育み、実習先と調整し、そしてキャリアの選択・決定へと続くプロセスを踏まえて支援の在り方を検討する必要がある。教員養成課程を持つ本学を例に、障害学生を含む専門職を目指す学生を「育てる」視点から話題提供したい。

【指定討論者の趣旨】

「高等教育機関での障害学生支援とは」(近藤武夫)

インクルーシブ教育システムの実現という理念により、障害者権利条約および障害者差別解消法のもと、高等教育およびその他の中等後教育期間においても、高等教育への参加機会の機会均等を図る法的義務の遵守が求められるようになった。障害学生からの異議申し立てを受け付ける体制整備は遅れているものの、障害学生の参加を考慮した高等教育の環境整備と合理的配慮の提供については全国の大学で進展が見られるようになった。

障害学生支援とは、本来、障害を含めた多様な人々に、高等教育の機会を保障することで、その後の就労や地域生活、市民社会への包摂が実現されることを目指した、大学の地域社会におけるミッションの一部である。新しく全国に根付きつつある障害学生支援という営みに関し、近い将来に向けて関係者が共有すべき視点を明らかにするため、権利保障、移行支援、インクルージョンや能力観をキーワードに、各発表に対する指定討論を行う。

※本研究は日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C)、課題番号16K04829、代表:池谷航介)の助成を受けた。

(文献)

内閣府(2013). 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律.

文部科学省(2017). 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ).

(IKETANI Kosuke, SHIRASAWA Mayumi, SATO Kosuke, MORIWAKI Aiko, KONDO Takeo)